

洪武三十五年の燕王軍渡江と江北の人々

——とくに『高郵衛選簿』にみえる事例を中心に——

The Yang Wang Army Navigated Across the Yangtze River in 1402 and the

Trends of People in Jiangbei at That Time

川 越 泰 博

要 旨

洪武三十二年（一三九九）七月、北平（のちの北京）において、「奉天靖難」を名目に挙兵した燕王は、およそ三年をかけて南進し、同三十五年（一四〇二）五月には、招募・塚充・志願・帰順等によって得た兵力を自軍に組み込み増強した大軍を率いて、長江北岸の江北に姿を現した。目前に望む長江の渡江が成功するかしないかは、靖難の役の勝敗を占う重大な試金石でもあった。就中、進軍ルートの多くを陸路にとって南下してきた燕王軍は、河口ではその川幅が四〇kmもあるという長江（揚子江）の渡江を可能にする軍船も水手もほとんど帯同していなかった。そこで、海防体制の一翼を担う江北の諸衛に対して、投降を促す令旨（命令）を発した結果、沿海衛所である揚州衛・高郵衛等では燕王への朝見、投降・帰順が相次いだ。彼らは燕王軍に組み込まれ、その多くは燕王軍の将兵を船載した軍船のパイロットとして活動し、わずか三日にして渡江を完遂し、さらにはそのまま従軍して南京城総攻撃に加わり、永楽政権成立の橋梁となる多大な軍功をあげたのである。しかしながら、永楽政権成立後に制定された「武職新旧官襲替法」において、衛所官が新官と旧官とに大別されたとき、彼らは建文帝麾下の軍勢であることを意味する旧官に入れられ、世襲の際の優給制、家族の経済的セーフティネットに関わる優養制においては、

新官に比べて大きな差異をつけられたのである。その扱いはおよそ嘉靖年間まで持続したのであった。

キーワード

割地講和、大嘗朝見、全城帰順、駕船、新旧官制

はじめに

周知のように、洪武という年号は、明太祖の崩御をもって三十一年で終わり、逾年改元によって翌年正月から建文という年号に替わった。樞前即位した第二代建文帝によって建元された建文は四年の間使用されるが、しかし、北平（のちの北京）に就藩していた燕王棣（太祖の第四子）が建文元年（一三九九）七月に「奉天靖難」を大義名分に挙兵し、その三年後建文政権を瓦解せしめて即位すると、建文帝の年号を革除し、従前の洪武を年号として使用した。したがって、洪武三十五年は建文四年、西暦一四〇二年のことになる。

建文元年、すなわち洪武三十二年七月の燕王挙兵に端を発した、この靖難の役において、燕王はおしなべて優勢に戦局を展開していき、まる三年近い年月を閲した洪武三十五年（一四〇二）五月には江北の揚州まで軍を進めるに至った。当時、建文政権において実権を握り、戦争指導の中核的存在であった方孝孺は、燕王軍の進軍をくい止めるために、「割地講和」を提案すべく燕王軍の陣営に、燕王の従姉にあたるといわれる慶成郡主（蒙城王の女）を遣わすが、今や京師南京も指呼の間となった長江（揚子江）北岸にまで行軍・駐屯している燕王が簡単に和議に応ずる

はずもなかった。燕王は建文政權が強行した削藩政策の犠牲となった周王・齊王等の安否を尋ねて建文政權を非難し、「割地講和」に関しても、軍事的行動の目的は、「姦悪を誅し、以て朝廷を清め、社稷を奠安し、骨肉を保全すること」であると、従来からの名分的主張を繰り返して、和平の交渉・成立を拒否した。燕王軍の渡江・南京城総攻撃は、もはや秒読みの段階であり、方孝孺の提案は一顧だにされなかった。

方孝孺が「割地講和」を燕王に提案したのは五月二十日、それから十日後の六月一日には、都指揮吳庸等が高郵・通州・泰州等の諸郡県の船舶を瓜州に集結させて、渡江の準備を整えた。南京城が陥落し、建文帝は運命を城とともにし、燕王が新たな皇帝として即位したのは、それから二旬にも満たない六月十七日のことであった。こうして永樂政權は誕生した。⁽¹⁾

世の中が大きく移り変わり、これまでと異なる姿になってしまふことを陵谷遷貿というが、洪武三十五年六月の前後は、まさにその言葉通りの様相を呈している。燕王軍が江北に進出した時点で、靖難の役の行方がほぼ態勢を決していたことは、『太宗実録』建文四年五月壬寅（二十日）の条に、

上、師を江北に駐む。是において朝の六部大臣皆な自全の計を図り、出でて城を守らんことを求む。都城空虚たり。上下震悚す。建文君、乃ち己を罪するの詔を下し、人を遣わして出でて兵を徵せしむ。蘇州知府姚善、朝に言いて云う、文武の才畧有り、以て顛れるを扶け傾むを濟うべき者、反つて之を散地に置きて用いず。今事勢狼狽にして須らく速やかに之を召すべし、と。其の姓名を詢うも対えず、再三之を詢うや、対えて曰く、今人において才豈に黃太卿より過ぐるもの有らんや、と。將に召して之を用いんとするも、方孝孺の為に沮ま

る。既にして復び召すも、久しく至らず。孝孺曰く、宋齊丘、竟に來らざんや、と。孝孺言う、乃ち事急なり。宜しく計を以て稍々之を緩むるべし、と。建文君曰く、何の計ぞ、と、曰く、曷にぞ人を遣わし許すに地を以てし、數日を稽延し、東南にて壯丁を招募し、當に畢く集えば、天塹の險、北軍は舟楫に長せず、相ともに江上に決戦せば、勝敗未だ知らず、と。建文君、其の言を善とし、乃ち慶城郡主を遣わし、江を度り軍門に至り、其の事を白さしむ。郡主は上の從姉なり。⁽²⁾

とみえることから察せられる。戦局の不利にともなう時局激変の可能性を感じ取った六部の尚書たちは逃げ腰になり、建文帝はかかる事態に陥った責任を詫びるために、「罪己之詔」を発するなど、朝廷は右往左往のパニック状態となっていた。

こうした状況の中、蘇州知府の姚善⁽³⁾はこの難局を切り抜ける切り札として黄子澄を起用するべきだと主張した。黄子澄は江西袁州府分宜県の人で、洪武十八年（一三八五）会試の会元、廷試の探花の成績で進士に及第した秀才であった。靖難の役当初はこの黄子澄と齊泰が戦争を指導していたが、彼我の兵力を比較して圧倒的な軍勢を有する建文政権軍が燕王軍に敗北するとは露ほども思っていない建文帝は、戦局が芳しくないのに業を煮やして、ほどなく黄子澄と齊泰を解任した。

そのあとを襲って政権の実権を握ったのが方孝孺である。⁽⁴⁾方孝孺は自分の立場を危うくする黄子澄の返り咲きに反対し、その再起用を阻止したのである。⁽⁵⁾しかしながら、かかる方孝孺にとっても、この難局を打開するのに有効な策を持ち合わせていたわけではない。打つ手は限られていた。燕王に見切られて全く相手にされなかったため不

「首尾に終わった建文帝の裁可をえて実行された「割地講和」案に隠された意図は、交渉の間に日子を稼ぎ東南において勤王兵を招募して、渡江して南京城に攻め入ろうとする燕王軍を江上で待ちかまえて最終決戦に持ち込み雌雄を決しようという作戦を行う上でのピースの一つにすることであった。それはあたかも三国時代に孫権・劉備の連合軍が華北から南下してきた曹操の水軍を長江の赤壁で破った戦いの再現を期待するようなものであった。

慶成郡主が何の成果もなく、むなしく建文帝のそばに戻ってきたとき、帝も方孝孺も大変失望したが、つぎに打つべき策を問われて、方孝孺は、

建文君復た問う、今奈何せんぞ、と。孝孺徐ろに曰く、長江は十万の兵に当たるべし。江北の船は已に人を遣わして尽く之を焼けり。北兵豈に能く飛度せんや、況んや天氣蒸して、以て疾に染まり易きにおいてをや、十日ならずして、彼自ら退かん、若し遽かに江を度らんとせば祇だ死に送るのみ、と。

と言った。⁽⁶⁾ 長江は十万の兵に相当し、すでに人を遣わして江北の船舶は焼失せしめたし、天気も蒸して病に罹しやすく、十日もしないうちに燕王軍は退却するであろう。もし渡江を強行したとしても、それはただ死に至るのみだ。しかしながら、かかる方孝孺の楽観的な戦局観は、間もなく泡のように消えることになる。前述のように、六月一日に船舶を瓜州に集結させた燕王は、大江の神を祭るなどの儀式をしたあとの同月三日に渡江を決行した。⁽⁷⁾ そして、六月六日長江南岸の鎮江に上陸し、⁽⁸⁾ 八日には南京の東部に位置し鍾山が望見できる龍潭に軍を駐屯させたのである。⁽⁹⁾

方孝孺は、十日もしないうちに燕王軍は退却するであろうという見通しを披瀝したが、現実には全く逆でわずか三日にして燕王軍は南京城周辺に姿を現したのである。北平での挙兵のあと、招募・堞充・志願・投降帰順等によって兵力を増強しつつ、戦線を拡大して南下してきた燕王軍は、主に騎兵と歩兵と輜重兵等によって編制されていて、当然のことながら、船舶も水手も帯同していなかった。にもかかわらず、長江の波頭を越えてその南岸に着岸・上陸した。渡江で躡くことも、詰めを謬ることもなかったのは、何ゆえであろうか。それは、たとえば、『太宗実録』洪武三十五年六月辛未の条、すなわち燕王が即位した二日後の六月十九日のことであるが、それに、

舟を具して師を濟す功を論じて、高郵衛千戸胡深等二百四十二人、揚州衛指揮同知陳昭等一百二十五人を陞すること各々一級とし、鈔を賜うこと差有り。

とあるように、高郵衛や揚州衛等の江北の諸衛とその将兵（衛所官軍）が渡江に尽力したからである。

本稿は、筆者が新出史料を手がかりにこれまでに検討を進めてきた招募・堞充・志願兵等¹⁰の燕王軍研究に累加すべき一篇として組んだものであり、靖難の役の勝敗の行方を左右する重大局面の渡江期における江北の人々、就中、『高郵衛選簿』を分析することによって揚州衛・高郵衛の人々の動向を中心に考究することを目的とするものである。

一 燕王軍の渡江前夜と江北の諸衛

慶成郡主から「割地講和」の提案は燕王に一蹴されたという報告を受け、建文帝は方孝孺につきの方策を諮問するが、まさに『太宗実録』建文四年五月壬寅（二十日）の条を掲出してふれたように、そのとき方孝孺は江上決戦に持ち込めば、十日もしないうちに燕王軍は自ら撤退すると豪語した。この大言壮語に対する反応について、『太宗実録』の当該箇所には何の言及もないが、ほぼ同種の記述のある『奉天靖難記』の当該箇所には、「其の言謬妄、識者之を笑う」とある。方孝孺の説く、江上決戦による燕王軍撃滅作戦を聞いた人々は、それを虚妄と決めつけ、失笑したと伝えている。この笑いは冷笑よりも嗤笑ししょうに近い類のものであったにちがいない。しかしながら、方孝孺が、一縷にせよかかる自信を抱いていたのは、『太宗実録』建文四年六月乙卯（三日）の条に、

是より先、敵將盛庸、軍を高資港に駐め、江の上下二百余里に縁つて尽く海艘を列ね、備えを厳しくす。

とあるように、盛庸の率いる大規模な水軍を擁していたからである。ここにみえる数字の妥当性は検証する手だてがないが、ここでの表現にたとえば、長江南岸の上下におよそ一〇〇kmに亘って船舶を連ねていたことになる。盛庸が軍を駐屯させた高資港とは、至順『鎮江志』卷七、山水、港、丹徒県に、

三里港・七里港・下鼻港・断妖港・洪信港・高資港、並な丹徒県の西郷に在り。

とあり、長江南岸の鎮江府丹徒県の西郷に位置する港であった。清代には高資港に鎮江の水兵が駐留していた。⁽¹⁾さらに、『説史方輿紀要』卷二三、江南五、揚州府、儀真県、揚子江の条には、

（儀真）県の東南四十里は高資港と曰う。亦た江の南岸に近し。巡検司有り。西は天寧洲に至ること三十里、東は丹徒巡司に至ること七十里。明の建文四年、靖難の兵儀真に克つや、營を高資港に立つ。是なり。

とある。高資港の立地は儀真県の東南四十里（およそ三二km）で、長江の南岸に近いとしている。長江北岸に位置する儀真県は、清代雍正帝の時代になって県名が儀徴に改称されるが、明清時代には行政区画としては揚州府に所属していた。『説史方輿紀要』揚州府、儀真県、揚子江の条において、高資港の名がみえるのは、儀真県付近の長江流域に位置する港湾の一つとして言及しているのであって、行政区画に関してその所屬を記しているわけではない。すると、燕王が營（大營）を高資港に立てたということと儀真に克つたこととは時間的には直接連続するものではない。

それは、長江の北岸に儀真があり、その南岸に高資港があるので、その間に横たわる長江の波頭を越える必要があるからである。燕王軍が長江の渡江を決行したのは、前述のように六月三日のことであるので、長江北岸に位置する儀真陥落の日は、それ以前のこととなる。『太宗実録』、『奉天靖難記』は儀真陥落の日時について双方とも記

述を欠くが、『国朝典彙』朝端大政、卷二、建文四年五月壬寅（二十日）の条によると、「靖難の兵、高郵に至るや指揮王傑降る。遂に儀真に至る」とあり、同条にはまた「燕王、已に儀真に入れり」とあるので、建文四年（一四〇二）五月二十日には燕王軍が儀真に着到していたとみなしても謬りではないであろう。また『国権』卷一二、惠宗建文四年五月壬寅（二十日）の条にも、

燕兵、儀真に克つ。儀真の屯兵は十余万、舳艫、江を蔽う。燕、火を縦ち之を焼く。

とあり、『国朝典彙』に同じく五月二十日の条に掲出している。儀真に軍を進めてそこを撃破した燕王は、長江に展開する建文政権軍の船舶に火をはなちそれらを焼失させたという。おそらく小舟に乗せた決死隊を密かに遣わし、長江に密集している船舶に近づかせて火を放ったのであろう。これは太祖が江西北部にある鄱陽湖はよこにおいて、大漢国の陳友諒と天下分け目の戦いをした至正二十三年（一三六三）に、劣勢を挽回するためにのるかそるか決行し、陳友諒軍を撃破し殲滅させたのと同じ手法の作戦であった。⁽¹²⁾

燕王が渡江する以前から、長江に展開する建文政権軍の船舶を掃討して、一定程度の打撃を与えたことは事実であろう。燕王軍の渡江は六月三日に開始され、三日後の六日には長江南岸の鎮江に上陸したことは前述したが、このように短い日子で、長江の波頭を越えることができたのは、建文政権軍船舶掃討の奏功があったとはいえ、南下の過程で兵力を増強して大軍化した燕王軍の渡江が可能な船舶と水手を大量に確保できたからではなからうか。

燕王が具体的に渡江を視野に入れ始めたのは、淮河の渡河に成功したときからである。洪武三十五年（一四〇二）

五月七日、燕王軍は泗州に到着した。すると、泗州の守將周景初等は城を挙げて投降した。燕王が周景初に、「未だ城を攻めない内に、どうして投降したのか」と尋ねると、景初は「ここに伽神なる僧が居て、水旱疾疫あれば必ず禱り、疑があればいつも吉凶を卜問してもらうので、殿下の兵が未到の段階で臣等は斎潔して神に、降るのと城を守るとのいずれがよいか、お伺いを立ててもらおうと、降るを以て是とする」とのお告げがあったと答えたという。¹³⁾

同日、燕王は祖陵に参詣した。¹⁴⁾ 九日、燕王軍は淮河北岸に進軍し、建文政権軍の盛庸が率いる馬歩兵数万と戦艦数千艘が編列している淮河南岸に相對峙した。淮水の別称をもつ淮河は、もともと華北と華南の境界線であったが、金と南宋の対立時代の紹興十二年（一一四二）に締結された和約（紹興の和約という）で国境線とされた河川で、ここを越えれば長江流域に入ることになる。この淮河渡河は、燕王軍が長江流域に軍を進めることができるかその成否が懸かっていた。燕王、ならびに燕王軍がいかにして渡河作戦を成功に導いたか、『太宗実録』建文四年五月辛卯（九日）の条には、

上、將士に命じて舟をいかに櫂を編み、旗を揚げて鼓譟し、指麾して將に河を度らんとする者の若くす。敵、之を望みて慎色あり。上、別に丘福・朱能等を遣わし、驍勇数百人を將いて西行二十里し、小舟を以て潜かに濟らしむ。漸やく敵營に近づくや炮を挙げ。敵、驚愕す。福等、敵陣に突衝す。敵衆、戈甲を棄てて走く。盛庸、股戰して上馬する能わず、其の下、之を掖けて舟に登せ、遂に単舸にて脱走す。我師尽く其の戦艦を獲、遂に淮を濟り南岸に駐まる。是日、盱眙に克つ。

とあって、燕王指揮のもと、燕王軍の淮河渡河成功の様子が臨場感をともなう記述されている。この記述では、圧倒的多数の戦艦を率いる建文政権軍を燕王軍が神機妙算な作戦をもって殲滅したとするが、しかしながら、この記述は勝利者である燕王側のものであり、実際の戦いにおいては、燕王軍が一方的に建文政権軍を蹂躪し、渡河しえたかどうかは多少割り引いて考えなければならないであろう。股戦は股慄と同じで驚懼の甚だしいことを形容した用語であるが、「盛庸、股戦して上馬する能わず、其の下、之を掖けて舟に登せ、遂に單舸にて脱走す」という記述をみると、燕王軍を幾度も破り勇将として名を馳せた盛庸とは別人のごとくであり、この淮河渡河に関する記述には幾分修辭的な文言を含んでいるように思量せざるをえない。

さて、淮河の渡河をなし終えてその南岸に着到した燕王軍の陣営において、燕王はこれからの進軍路を決定するために諸將の意見を聞いた。その結果、いろいろな案が出たであろうが、最終的には二通りの案に収斂された。案の一つは、先ず鳳陽を取って建文政権軍の援兵の路を防ぎ、燕王軍はただちに滁州に赴いて和州を取って、船を集めて長江を渡り、別に一軍を遣わして西の廬州を擣き、安慶に出れば、長江險を我が有にすることができるといふものであった。またもう一つの案は、先ず淮安を取って根本となし、ついで高郵・通州・泰州を下して、さらに儀真・揚州まで進軍し、儀真・揚州を得て長江を渡江すれば、後顧の虞がない、というものであった。この二つの意見に対して、燕王はそれらの提案中に含まれている州や県の名を挙げて、それらの提案の不可なる理由をつぎのようと言った。

鳳陽の樓櫓の堅きこと完にして守る所は既に固く、攻めるに非ず、下せず皇陵を震驚せしむるを恐る。淮安は

高城深池にして積粟ツキヌ既に富み、人馬尚多し。若し之を攻めて下せず、曠日持久するも力屈し威挫し、援兵四集すれば、我の利に非ず。今勝に乗じて鼓行して揚州に趨き、儀真を指さん。両城の軍弱にして招きて下す可し。既にして真揚を得れば、則ち淮安・鳳陽の人心自ら懈ゆるまん。我、兵を江上に耀かせ、舟を聚めて渡江し、東は鎮江を取りて常州を収め、遂に蘇松を挙げて、以て江浙に及び、西は太平を下し、池州を撫し、以て安慶に及べは、則ち江上は孤城にして豈に能く独り守らんや。久くすれば、則ち必ず内変有らん。吾、此の時に奸悪を索取し、事窮り勢迫れば、誰ぞ能く固より之を匿す者あらんや。必ず縛して軍門に献じる者有らん。吾、然る後に祇ひたみて孝陵に謁し、天子に朝して中曲を敷写し、此の心を明白にし、而る後、皇考の旧章を復し、諸王を困苦より抜かし、一たび朝廷を清かにし、宗社を載安せば、而して卿等とともに還りて旧藩を守り、暮景に優游せん、と。諸將皆な頓首して善と称ほす。

燕王は、前者の案にある鳳陽も、後者の案にある淮安も、堅固であるので陥落させることの難しさがあると説き、淮河渡河に成功した勢いそのまま、進軍の隘路となる可能性のある鳳陽や淮安を通るルートを避けて、直接揚州や儀真に向かうことを提唱したのである。ここでも奉天靖難の名分通り、事がなれば王府のある北平に帰還すると述べているが、それは単に本音を隠してのことであることは贅語の要もないことである。淮河渡江後、燕王軍がいかなる進軍路を取るかは、換言すると、どここの地点から長江渡江を行うかという戦略に帰着する問題でもある。諸將の意見の前者では、和州を取ってそこで船舶を集めるとし、後者では揚州・儀真を取ってそこから渡江するというのもであった。これに対して、燕王が揚州・儀真を取ってというところは後者と同じであるが、燕王の作戦では、後

者のように高郵・通州・泰州を下して揚州・儀真へ向かうというやや迂路なルートを辿るよりも、直接揚州・儀真に軍を進めるといふ点で大きく相違していた。畢竟、燕王の示した案は背逆できない作戦命令そのものであり、早速実行に移された。

作戦計画通り、直接揚州へ進出すべく、十七日には都指揮呉玉を遣わして、投降の説得工作をさせた。揚州城では、帰順を主張する投降派とその反対派との内訌があったが、投降派の指揮王礼等は反対派の鎮守指揮崇剛・監察御史王彬を執縛して、開門投降した。⁽¹⁶⁾ その翌日、燕王軍が天長県（鳳陽府泗州）に進軍してくると、王礼等は執縛した崇剛・王彬をとめない、燕王の大営に行き朝見した。揚州に着到した燕王は王礼等を都指揮同知に陞進させ、また王礼・都指揮呉庸等に対して、馬歩兵数百人を率いて行き、高郵・通州・泰州の諸城に投降するよう説諭することを命じ、併せて船舶を集めて渡江の準備をさせた。⁽¹⁷⁾ 王礼・呉庸等の説諭工作が奏功して、高郵は二十日に投降した。この日、高郵衛指揮王傑等は衆を率いて燕王軍の軍門に至って帰順し、それを受け入れた燕王は王傑等を都指揮同知に陞進させた。⁽¹⁸⁾

長江渡江前夜の燕王軍側の準備は、このように順調に進捗していった。燕王軍のかかる動向をみてパニックを起こしたのは南京の朝廷である。先に述べたように、建文帝は「罪己之詔」を振り出し、六部の尚書たちは逃げ腰になり、方孝孺は「割地講和」を提案して、慌てて燕王のもとに慶成郡主を遣わすといふ名状しがたい狼狽ぶりを露呈したのであった。

二 燕王軍の渡江と揚州衛・高郵衛

かくして、六月三日、やがて南京の建文政権の死命を制することになる燕王軍の長江渡江が決行される。『太宗実録』建文四年六月乙卯（三日）の条には、燕王軍の渡江について、

是に至りて、上、師を帥いて江を度るに、舳艫相衝み、旌旗空を蔽い、戈矛日に耀き、金鼓震動し、微風飄揚し、長江波せず、平地を履むが若し。縁江の備禦の軍士遙に望みて、皆驚愕し敢て動けず、既に漸くして岸に近くや、盛庸、陣を整えて以て待つ。上、麾するに前鋒は鼓譟して先に登り、繼いで精騎数百を以て、直に庸軍を衝かしむ。敵衆、震懼奔潰し戈甲を棄てて走ぐ。追奔すること数十里、斬首すること百余級、盛庸、单騎にて遁る。余の将士皆甲を解き冑を積み來降す。

と、全く向かうところ敵なしの完璧な勝利をともなつて渡江に成功したように書かれている。しかしながら、この記述と淮河渡河のときの記述とを虚心に読み比べると、淮河渡江の記述と重なりあうような文言がある。それもまたこの記述に淮河渡河の記述と同じく修辭的な文言が多々あることを証左するものといえよう。

この長江渡江においては、燕王軍の江北進出に際して投降帰順していた高郵衛・揚州衛の衛所官軍が協力したことは、先に「はじめに」において、『太宗実録』洪武三十五年六月辛未（十九日）の条の、「舟を具して師を濟す功を

論じて、高郵衛千戸胡深等二百四十二人、揚州衛指揮同知陳昭等一百二十五人を陞すること各々一級とし、鈔を賜うこと差有り」という、燕王の即位二日後の陞進記事を引用してふれた通りで、かかる陞進は、船舶を提供し、燕王軍の渡江に助力した功を報いたものであった。高郵衛・揚州衛は太祖洪武帝によって創設された海防体制の一翼を担う沿海衛所であった。¹⁹ 沿海衛所の活動は巡航と戦守とにあり、巡航活動は二時期に大別され、二・三・四・五月を大汎と称し、九・十月は小汎と称され、かかる一定の時期をもって恒常的出動し、海上のパトロールを行ったのである。²⁰ 巡航と戦守の活動を支える軍船は、『太祖実録』洪武二十三年夏四月閏丁酉（四日）の条に、

濱海衛所に詔して百戸毎に置船二艘を置き、海上の盜賊を巡邏せしむ。

とあり、太祖は海防体制を整備するに当たり、衛所を構成する百戸所には軍船二隻を定額として義務づけている。百戸所ごと二艘ということは、二艘×一〇百戸所×五千戸所で総額は一〇〇艘になる。この数字については、『籌海図編』卷一二、経略二、禦海洋にも、

国初、沿海には衛毎に各々大青及び風尖・八槳等の船一百余隻を造る。

とあり、一衛所に百艘という数字には信憑性がある。

一艘の軍船に舶載する兵員数について、明代初期の史料では、『太宗実録』永樂六年十二月庚子（二十七日）の条に、

都指揮姜清・張真に命じて総兵官に充て、指揮李珪・楊衍は副総兵に充て、広東・福建に往き、各々海舟五十艘・壯士五千人を統べ、海に縁りて倭寇に堤備し、如し豊城侯と与にすれば、仍りて豊城侯の調遣を聴かしむ。広東都指揮使司に勅して縁海の衛所をして兵を嚴して堤備せしむ。仍りて海舟五十艘・旗軍五千人を選び、軍器火器を備え、能戦の將校を以て之を領し、総兵官姜清等の節制を聴かしめ、海に在りては鯨を成し往来巡視し、寇に遇えば則ち勦捕し、務て協力に在りて成功し、以て委任に副わしむ。

とあり、さらに『宣宗実録』宣徳七年二月庚寅朔（一日）の条に、

巡按広東監察御史陳沔奏すらく、広東の海洋は広濶にして、海寇屢々出でて患を為す。往者、官軍五千人・海船五十艘を調遣して、出海巡捕すること二十余年。

とある。宣徳年間まで続いていたという沿海衛所の海防の要をなす巡航活動においては、各省においては軍船五〇艘、官軍五〇〇〇人という規模で巡航出動隊を組織した。各省とも一艘の軍船には、一〇〇人の衛所官と衛所軍を収容したのである。ここにみえる数字をベースにすると、燕王軍の長江渡江の折りの高郵衛・揚州衛の関わりについてみた場合、両衛ともに左右中前後の五千戸所から構成されていたので、両衛に付置された軍船は総計二〇〇艘である。とすると一艘には一〇〇人を収容できるから、燕王軍の將校と軍士を二万人、一度の渡江で南岸まで運ぶことが可能であったことになる。無論、これは計算上のことであるが、高郵衛・揚州衛が投降帰順したことは、燕

王軍の將校・軍士の渡江のみならず、軍馬や輜重等の渡江運搬も速やかに可能にさせたのであり、燕王ならびに燕王軍に対する高郵衛・揚州衛衛所官軍の貢献度は多大なものがあつた。

前述のように、建文帝が信頼をおく方孝孺は、長江における決戦で、建文政権軍は燕王軍を十日もしないうちに撃滅できると壮語したが、それは単なる雲霓の望みに過ぎず、燕王軍はわずか三日で渡江したのである。この素早い渡江の成功の裏には、高郵衛・揚州衛のみならず、燕王に帰順した江北の諸衛の資助協力の存在を想定しなければ絵解きできないであろう。とはいへ、『太宗実録』には、こうした江北諸衛の貢献を記した記述はきわめて少なく、先に挙げた洪武三十五年六月十九日の事例はそのきわめてレアなケースである。

ところが、二〇〇一年に刊行された『中国明朝档案総匯』²² 第六一冊に収録された『高郵衛選簿』には高郵衛・揚州衛と燕王軍の長江渡江との関わりを直截に記した記述が四例みえる。

【事例1】 三六七頁、王極の条

王亜全、鄆県の人。伯父王進、呉元年、従軍す。故す。父王子昌の年老を将て、亜全を将て代役せらる。洪武三十二年、総旗に陞せらる。三十五年、朝見し百戸に陞せらる。六月、水手に選充して副千戸に称せらる。渡江して高郵衛後所正千戸に欽陞せらる。

鄆県の王亜全は建文時代に総旗に陞進していたが、洪武三十五年（一四〇二）、燕王軍が江北へ着到したときに燕王に朝見したことで、百戸の職を与えられ、衛所官となった。そして六月の渡江決行の際には水手として燕王軍の

渡江に尽力し、その功で高郵衛の正千戸に陞進した。二輩王忠の項には、父王垂全の渡江に関して、「駕船渡江」の文言が記されているから、燕王軍が乗船した軍船には運航パイロットとして乗り込んだことが明白である。伯父にあたる王進が朱元璋に従軍したのは、明朝創業前年の呉元年（二三六七）のことである。この年八月、朱元璋軍の徐達は江蘇の平江（蘇州）の張士誠を捕らえ、その張呉国を瓦解させ、また九月には朱亮祖は浙江台州の方国珍を討伐している。王進の本貫が浙江寧波府鄞県であったということは、朱亮祖の方国珍討伐後に朱元璋軍に従軍した可能性なしとしない。⁽²³⁾

【事例2】 三八七頁、王世冠の条

王冬郎、吉水県の人。伯父王仲一有り、癸卯年、帰付す。丙午年、病故す。洪武十七年、父王仲を勾して補役す。二十三年、老し、冬郎代役せらる。二十三年、揚州衛に付せらる。三十三年、総旗に陞充せらる。三十五年、揚州にて帰順し、忠字号の勘合を授けられ、本所百戸に陞せらる。六月、水手に選充せられ、忠字号の勘合を授けられ、副千戸に陞せらる。初三日、渡江して京に到る。二十四日、欽依もて黄船を駕する官軍は都て尙級を陞せらる。七月、高郵衛中所正千戸に欽陞せられる。

揚州衛百戸の王冬郎は燕王軍渡江時に水手に充てられ、軍船の駕御に当たったことが知られる。建文政権時代には総旗に止まっていたのが、帰順で百戸に、水手に選充されたことで副千戸に、そして燕王軍の渡江に尽くしたことで、靖難の役終息後には正千戸に陞進している。靖難の役終息後の六月二十四日には燕王軍渡江時にパイロット

等軍船の要員としてその運行に関わった衛所官軍は、即位した燕王（永樂帝）の欽依（聖旨）によって、全て一級陸進したという。王冬郎もまたその一人として恩恵に浴し、副千戸から正千戸へ陞進したのである。王冬郎は吉水県（江西吉安府）の出身で、王家が軍籍に就いたのは、洪武帝がまだ群雄の一人に過ぎなかった癸卯年（至正二十三、一三六三）のことで、伯父の王仲一がこの年朱元璋軍に帰付した。当該年には、前章でふれたところの、江西北部にある鄱陽湖において、朱元璋が陳友諒を破って天下統一の道が開けた戦いが行われている。王家は江西吉安府を出身地としているから、王仲一は陳友諒軍の一員であったが、陳友諒の戦死、その麾下軍の敗北によって、朱元璋軍に投降して帰付した一人であったのではないかと思量される。王仲一が病没したので、その弟たる王仲が勾補され、その年老によって息子、王仲一からみれば姪ひなにあたる王冬郎が軍士として補充され、揚州衛に配属されていたのである。結果的には、この揚州衛配属が幸運をもたらした。癸亥年（一三六三）から洪武三十三年（一四〇〇）までの三十七年の間に、軍士から総旗になっただけであったが、靖難の役に際会して、三十五年（一四〇二）燕王軍に帰順し、かつ渡江船の水手に選充されたことで、正五品の官品を有する正千戸に陞進したのであった。総旗や軍士を含めて旗軍というが、それと官品を有する従六品の所鎮撫以上とは、衛所内部における立場や処遇には雲泥の差があった。武官として衛所官と呼ばれるのは後者であり、前者の旗軍は衛所軍であり、明代の官軍とは衛所官と衛所軍とを併称したもので、賊軍に対置される朝廷方の軍兵、政府方の軍隊と言う意味ではない。

【事例3】 三九二頁、羅遵の条

羅事保、奉新県の人。父羅宗有り、癸卯年、帰付す。洪武二十二年、父老にして事保を將て代役せらる。二十

二年、父老にして事保を将て代役せしむ。二十四年、併鎗もて小旗に充てらる。三十三年、併鎗もて総旗に充てらる。三十五年、城を出て朝見す。十九日、忠字号の勘合を授けられ、本衛右所百戸に陞除せらる。六月、水手に選充せられ、揚州の大營に赴き朝見す。十九日、忠字号の勘合を授けられ、副千戸に欽陞せらる。初三日、船を駕して渡江す。十三日、京に到り、高郵衛前所正千戸に欽陞せらる。

この記事には文言の重複や日付の混乱がみられるが、最後の文節の六月三日に渡江したことと、十三日に京師に着続したことは、『太宗実録』等の既存史料にみえる燕王軍進軍の日暦と合致している。燕王軍が長江渡江を開始した六月三日に、高郵衛百戸の羅事保は、多くの燕王軍が乗船した軍船を駕御する要員として乗り組み、南岸に着岸後は燕王軍に従行して南京まで進軍し、南京城攻撃に従行した。この羅事保の履歴は、前述の王冬郎と大変似通っている。出身地は同じ江西の奉新県（南昌府）で、同じく癸卯年（一三六三）に帰付している。帰付の理由も王冬郎と同じであろう。その陞進の状況も同じく洪武三十三年（一四〇〇）に総旗に進んでいるが、その二年後に燕王に朝見して帰順したことで、高郵衛百戸に陞進した。癸亥年（一三六三）の帰付からおよそ四十年経過して、ようやく衛所軍の身分から脱却して衛所官になることができたのである。

かかる陞進も靖難の役がもたらした結果であった。前漢の学者賈誼は「夫れ禍と福とは何ぞ糾える纏に異ならん²⁵」と言っているように、災いが福に転じ福が災いに転じ、きわまりがないのである。燕王軍が南下して江北に押し寄せてきたことは、大軍来るの報に接して、衛所内では揚州衛のように投降派とその反対派との内訌が生じたところもあったが、投降・帰順は結果的にはまさに災いが福に転じるといふ果实を招引したのである。

【事例4】 三九九頁、賀一陽の条

賀祥、定海県の人。父賀得三、呉元年、帰付す。洪武四年、小旗に充てらる。十八年、故す。兄賀転を将て補役せらる。二十二年、併鎗もて仍お小旗に充てらる。三十五年、全城帰順し、総旗に陞せらる。六月、舡を駕し渡江し京に到る。高郵衛前所百戸に欽除せらる。

定海県（浙江寧波府）を出身地とする賀転は、父賀得三の死去にともない、父の小旗に補せられた。洪武二十二年（二三八九）に併鎗を受けるが成績が悪く、「仍お」という文言があるから、従来通り小旗に留め置かれたようである。それが正六品の百戸になるのは、六月の燕王軍渡江において軍船の運航に関わったことと、そのまま燕王軍の一員として京師での攻防戦に従軍したことによる。この賀転が燕王軍に帰順したときの所属衛は不明であるが、南京城が陥落したあと高郵衛百戸に陞進しているから、それから推定すれば、「全城帰順」の城とは五月二十日に指揮王傑等が衆を率いて燕王軍の軍門に帰順した高郵衛を指す蓋然性が高い。賀転の父賀得三が朱元璋に帰付した呉元年（二三六七）には、【事例1】でふれたように、朱亮祖が浙江台州を摧破している。かかる状況を勘案すると、賀得三の朱元璋軍への帰付は、王進の事例と同じように、朱亮祖の浙江攻略と無関係のことではなかったのではなからうか。

以上の四事例は、燕王軍渡江に際して、揚州衛・高郵衛が燕軍の將兵を船載した軍船の運航に直截関わったことを明確に示していて、彼らは一様に帰順によって陞進に与り、さらに渡江の軍船駕御によって衛所官職の昇級を受けている。

靖難の役において、燕王に与した将官・軍士に対する処遇は、二通りあって、一つは衛所官職の昇級であり、もう一つは新官としての恩恵が与えられたことである。前者は文字通り個々の陸進である。燕王軍の渡江に尽力した王亜全・王冬郎・羅事保・賀軫はそれぞれ陸進昇級している。これに対して、後者は永楽元年（一四〇三）に發布された「武職新旧官襲替法」に基づくもので、洪武三十二（一三九九）―三十五年（一四〇二）における靖難の役（奉天征討）において、燕王の麾下として活躍した衛所官は新官、洪武三十一年（一三九八）以前ならびに永楽元年（一四〇三）以後に功労ある衛所官は旧官と称して区別された。とくにその子孫の優給や襲職年齢・比試の有無、職官を継承する男子がいなかったときの本人、あるいは妻子等への経済的なセーフティネットともいえるべき優養制の施行において、新官と旧官とでは、その処遇に大差がつけられたのである。これによって、優給舎人の（イ）優給終了年齢（ロ）襲職年齢においては、新官の子孫場合は（イ）十五歳（ロ）十六歳、旧官の子孫の場合は（イ）十四歳（ロ）十五歳、と二通りが生じた。また跡継ぎがなく故絶した衛所官の家を対象にした優養制度は、洪武時代に始まり明朝一代を通じて存続したが、靖難の役後、優養の内容は、永楽帝によって創出された新官・旧官の区別に基づいて大きく変更されたのである。²⁶⁾

さて、それでは、永楽元年（一四〇三）に制定された「武職新旧官襲替法」によれば、上記の四例は、永楽政権の成立以後、衛所官としては新官、旧官いずれの処遇を受けたのであろうか。それには、衛所官職の世襲状況において、幼年の世襲によって生じた（イ）の優給終了年齢に関わる優給記事を検出することが有効なその手がかりとなる。

【事例1】 三六七頁、王極の条

王垂全の子孫の世襲において優給事例の記述は皆無である。そのため、新官・旧官の手がかりはない。

【事例2】 三八七頁、王世冠の条

王冬郎の子孫では、

① 九輩王維藩の項に、「万曆三十三年四月、王維藩、年七歳、……至四十一年終住支」とあるのによれば、優給は十五歳で終了し、その襲職年齢は十六歳となる。なお、住支の住は「とどめる」の意であり、住支の意味するところは、王維藩の場合、幼年のため世襲すべき高郵衛百戸には未襲職のまま、百戸の俸禄だけが全額支給されているが、それは十五歳でもついていたん停止され、十六歳からは高郵衛百戸の職を襲ぎ、その俸禄を全額受けるということである。

【事例3】 三九二頁、羅遵の条

羅事保の子孫では、まず、

② 六輩羅世雄の項に、「成化二十一年七月、羅世雄、年十一歳、……欽与全俸優給、至成化二十四年終住支、弘治三年十二月、羅世雄、年十六歳」とある。成化二十四年とは弘治元年（一四八八）のことである。これをもとに計算すると、同年の優給終了時には十四歳であり、弘治三年（一四九〇）の十六歳とも矛盾しない。また、

③ 五輩羅表の項に、「正徳十六年七月、羅表、年二歳、……全俸優給、嘉靖十二年終住支」とある。正徳十六年

は一五二一年、嘉靖十二年は一五三三年であるから、羅表の優給は十四歳までであったことが知られる。

【事例4】 三九九頁、賀一陽の条

賀軒の子孫が世襲に際して優給を受けた事例としては、以下のように三例ある。

④ 四輩賀亮の項に、「永樂十五年十一月、賀亮、年九歳、……欽与全俸優給、至永樂二十年終住支」とある。優給終了は十四歳になる。

⑤ 七輩賀一陽の項に、「嘉靖十六年八月、賀一陽、年七歳、……照例与全俸優給、至嘉靖二十三年終住支」とある。十四歳で優給終了になっている。

⑥ 九輩賀邦泰の項に、「万曆三十七年六月、……高郵衛前所世襲百戸優給舍人一名賀邦泰、年八歳、……照例与全俸優給、至四十四年終住支」とある。賀一陽の条の④⑤ではともに十四歳が優給終了年齢であったが、賀邦泰の場合はそれと異なり、計算上、優給終了は十五歳となる。この年齢算出に註誤がないことは、賀邦泰の項にある、天啓二年（一六三二）四月に年二十一歳という文言によっても明らかである。

以上の四例についてみたところ、②から⑤までは十四歳が優給終了年齢になり、①と⑥では十五歳がその年齢ということになる。とくに④⑤⑥ではいずれも羅事保の子孫でありながら軌を一にしないのは訝しく、燕王軍渡江時の軍船運航に尽力した揚州衛・高郵衛の衛所官達のその後の処遇が新官か旧官かを判別する上で、この自家撞着はいささか厄窮せざるをえない。そこで、これを絵解きする手だてとして、迂曲な方法ではあるが、洪武三十五年

洪武三十五年の燕王軍渡江と江北の人々

No	優給舎人名	優給開始年	年齢	優給終了年	年齢	頁数	補注
⑦	三輩徐功	正統五	五	正統十一	十四	三四〇	1
⑧	八輩姜遇文	嘉靖二十八	二	嘉靖四十	十四	三四五	2
⑨	九輩李実	万曆三十三	二	万曆四十六	十五	三四六	3
⑩	六輩呉維先	万曆十二	二	万曆十五	十五	三四八	4
⑪	九輩端光祖	嘉靖十四	十	嘉靖十八	十四	三五六	5
⑫	七輩黄永禎	万曆三十	九	万曆三十六	十五	三六六	6
⑬	七輩楊城	成化七	十一	成化十	十四	三七七	7
⑭	八輩楊敏樹	嘉靖三十五	五	嘉靖四十五	十五	〃	8
⑮	十輩楊元吉	万曆二十七	六	万曆三十六	十五	〃	9
⑯	七輩李時芳	嘉靖四十五	三	隆慶十一	十四	三八四	10
⑰	七輩劉蔭	正徳元年	九	正徳六	十四	三八九	11
⑱	五輩黎秀	成化十六	六	成化二十四	十四	〃	12
⑲	五輩衛武城	正徳十四	四	正徳二十四	十四	三九二	13
⑳	八輩衛世卿	万曆二十六	九	万曆三十二	十五	〃	14
㉑	七輩陶山輔	弘治十	十一	弘治十三	十四	三九五	15

(二四〇二)における揚州衛・高郵衛関係者の大営朝見、全城帰順等、燕王の軍門に降った事例の中で、その子孫の記述中に優給体験のある事例を『高郵衛選簿』から選び、優給支給年とその年齢、優給終了年、本衛選簿の掲出頁を呈示して終了時の年齢を算出することにした。以下はその結果である。

22	八輩陶武	嘉靖十八	十	嘉靖三十二	十四	〃	16
23	九輩陶応元	嘉靖三十五	三	嘉靖四十六	十四	〃	17
24	八輩鄒賢	嘉靖十五	十二	嘉靖十七	十四	三九八	18
25	八輩季延	万曆十八	七	万曆二十六	十五	四〇六	19
26	十輩吳先祖	万曆四十七	七	万曆五十五	十五	四三七	20

【補注】 1 徐兆麟の条。徐僧三、揚州衛の軍士、大宮朝見し、揚州衛試百戸、六月副千戸、七月高郵衛正千戸に陞せらる。2 姜遇文の条。姜成、高郵衛百戸で従来糧儲を海運していたが、缸を駕して高資港に赴き朝見し、高郵衛副千戸に陞せらる。3 李芬の条。李賢、蘇州衛総旗、朝見して百戸に陞せられ、高郵衛に改調せらる。4 吳横の条。吳貴、高郵衛所属、朝見し忠号を勘合を給され高郵衛百戸を授けらる。5 端奎の条。端成、揚州の大宮赴き朝見す。6 黄鍾の条。黄勝、大宮朝見す。7 8 9 楊敏樹の条。楊真、高郵衛百戸、儀真に往き授順回衛す。10 李時芳の条。李顯、小旗、朝見し総旗、ついで高郵衛百戸に欽陞せらる。11 劉存仁の条。劉斌、大宮朝見し高郵衛試百戸に陞せらる。12 黎時雍の条。黎性得、全城帰順し、揚州大宮において朝見す。13 14 衛謨の条。衛小里、百戸、大宮朝見し指揮同知、京師平定に従軍す。15 16 17 陶応元の条。陶甄、大宮朝見、副千戸に陞せらる。18 鄒応登の条。鄒文、総旗、全城帰順し百戸に陞せらる。19 季延の条。季孫、高郵衛の軍士、全城帰順し総旗に陞せらる。20 吳応禎の条。吳三保、高郵衛興化守禦所総旗、大宮朝見し、興化守禦所百戸に陞せらる。

さて、以上のように、洪武三十五年（一四〇二）に燕王に朝見・帰順した揚州衛・高郵衛の人々で、その後の世襲時に優給を受けて襲替したことが明白な事例を検出し、それぞれの優給開始年とそのときの年齢、優給終了年の三つの事項から、優給終了年齢を割り出したその結果をうけて、それらを整理すると、つぎの通りである。

元号	十四歳	十五歳
永楽	④	
正統	⑦	
成化	② ③ ⑧ ⑬ ⑱	
弘治	⑳	
正徳	③ ⑦ ⑱	
嘉靖	⑤ ⑧ ⑪ ⑬ ⑱ ⑲	⑭
万曆		① ⑥ ⑨ ⑩ ⑫ ⑮ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖

このように事例を一覧にしてみると、優給終了の年齢に関して、明確な傾向が読みとれる。洪武三十五年（一四〇二）に朝見・帰順した揚州衛・高郵衛の衛所官軍の優給終了年齢をみると、十四歳の事例は、永楽以後万暦以前に集中し、十五歳の事例は、万暦以後に集中している。ということは大局的にみて、万暦の頃には、優給終了年齢が十四歳から十五歳へ移行したということになる。それでは、十四歳から十五歳に移行した分岐点となった時期を厳密にいえば、何時のことであったのであろうか。それを絞るためには、揚州衛や高郵衛のような江北の諸衛だけを対象にすることや洪武三十五年（一四〇二）の事例のみを対象に分析することだけでは偏頗であろう。なぜならば、大宮朝見にせよ、全城帰順にせよ、かかる契機によって燕王軍に加わるといことは、靖難の役が起きて以後、その戦局展開に呼応して夥しく起り得たことであるからである。当然の事ながら、その無数の事例が尽悉、記録として史料に残されている訳ではない。けれども幸いなことに、その一部は衛選簿の中に記されている。それらの事

例を集積して数量分析をすることによって、最も蓋然性の高い結論を導き出すことが可能になると思量される。そのため、その詳細な分析は別な機会に譲らなければならず、ここでは、上記の表中で嘉靖の事例に関して十四歳のケースは七例あるのに対して、十五歳のケースも一例あることについてのみ私見を述べておきたい。

⑭の事例は楊敏樹の条の三輩楊敏樹の項にみえ、嘉靖三十五年（二五五六）に五歳のとき優給が開始され、同四十五年（一五六六）に優給が終了している。ところが、⑳陶応元の条の九輩陶応元の項では、楊敏樹と同じ嘉靖三十五年（二五五六）に三歳で優給が開始され、それが終了したのは同四十六年（隆慶元・一五六七）である。とすればその年齢は十四歳となり、優給開始が同年でありながら、その終了時の年齢に差異があることになる。これはどちらかの年号に誤記があるというよりも、⑭の方の優給開始年、そのときの年齢、優給終了年の三項目のうちのいずれかに誤記があるということであろう。なぜそのように断言できるかといえ、⑯李時芳の条にみえる七輩李時芳の項によると、李時芳は嘉靖四十五年（一五六六）三歳のとき優給を受け始め、それが終了したのは隆慶十一年（万暦五・一五七七）であるとしている。すればその優給終了時の年齢は十四歳となり、優給開始が嘉靖三十五年（一五五六）より十年も遅い事例が十四歳で、それより十年早い方が十五歳終了ということはあり得ないからである。⑭・⑯・㉓の三事例の相互関係を勘考すれば、⑭の事例も嘉靖の十四歳の事例とするのが妥当であろう。

かかる私見に註誤がなければ、洪武三十五年（一四〇二）江北に進出してきた燕王軍に朝見・帰順等で組み込まれた衛所の人々の優給終了に関して、嘉靖以前は十四歳、万暦以後は十五歳であったことが明白である。嘉靖のつぎの隆慶あるいは万暦のいずれかの時代に優給終了年齢が十四歳から十五歳へと移行したことが鮮明になった。その時期の絞り込みがつきに解明すべき課題となるか、²⁷⁾優給終了年齢について、このように拘泥するのは、洪武三十五

年（一四〇二）に燕王に帰順して、燕王軍の長江渡江に助力し、燕王軍の南京城総攻撃、ひいては永楽政権成立の、まさに文字通りの橋架となり、橋頭堡となった揚州衛・高郵衛の人々が戦後即位した燕王からいかなる処遇をうけたか、換言すれば、新官として処遇されたかされなかったかを知る重要な秘鑰がそこに潜むからである。衛所官を新官・旧官とに大別する制度は、前述したように、永楽元年（一四〇三）に「武職新旧官襲替法」として制定されたもので、衛所官の世襲時の優給制度とその家族の経済的セーフティネットともいべき優養制度の運用に関わる制度であり、新官と旧官とではその処遇に大いなる懸隔があったのである。優給終了年齢からみると、燕王軍の江北進出の際に朝見・帰順した揚州衛・高郵衛の人々は、燕王軍の渡江にも尽力し、南京城攻撃にも従行したにも関わらず、靖難の役を終息によって成立した永楽政権下では、建文政権軍の扱いと同じ旧官のグループに入れられ、新官としての処遇を受けることはなかったのである。それが新官としての処遇を受けることになるのは、それから一五〇年以上も経過した隆慶もしくは万暦の時代になってからのことであつたといえよう。

おわりに

本稿においては、筆者が検討を進めている燕王軍研究の一節として、靖難の役のその後の勝敗の行方を左右する重大局面に差し掛かった長江渡江とその前後の状況について、江北の諸衛とそこに所属する人々の動向をさぐるべく、『高郵衛選簿』を仔細に分析し、揚州衛と高郵衛の衛所官軍の事例を検討した。

その結果、得た結論は意外ともいべきものであつた。

燕王軍の江北進出によって、揚州衛と高郵衛では、全城帰順と形容されているような大量の投降帰順者を生み出した。彼らは燕王軍に組み込まれ、かつまた渡江の際には燕王軍を舶載した軍船を駕御して、燕王軍渡江に尽力した。そして、河口では川幅が四〇kmもあるといわれる長江の渡江をわずか三日にして完遂させたのである。しかしながら、彼らは、こうした多大な軍功があったけれども、永楽政権の成立にともなって制定された「武職新旧官襲替法」の施行においては、奉天靖難に尽力した名譽ある衛所官としての新官のグループに入れられず、その恩恵に与ることはなかったのである。そうした扱いは遅くとも嘉靖時代までは続いたのである。永楽帝は、政権樹立後、揚州衛・高郵衛の人々に対して、欽陞という形で衛所官職自体は昇級させたが、しかしながら、新官と旧官に截然と分けられた制度では旧建文帝麾下の旧官とした。その点では、アンチノミー（二律背反的）な乖離が明確にみられるのである。

註

(1) 靖難の役については、拙著『明代建文朝史の研究』（汲古書院、一九九七年）、永楽政権の成立史については、同『永楽政権成立史の研究』（汲古書院、二〇一六年）参照。

(2) 『太宗実録』の当該条の最後にみえる「郡主は上の従姉なり」という文言は、同条と同種同文に近い記述のある『奉天靖難記』にはない。『太宗実録』編纂時に独自に付け加えたのであろう。慶成郡主の統柄が燕王の従姉であるということは、郡主の父蒙城王と燕王の父太祖洪武帝が兄弟であったということを意味する。しかしながら、蒙城王と洪武帝との関係は兄弟でなく、従兄弟であるという記録を残しているのは、嘉靖二年（一五三三）の進士でのちに兵部尚書に陞進した鄭曉である。鄭曉は『吾学編』を始め多くの著作を残したが、その中の一つである『今言』巻一に、洪武帝の家系について、

「孝陵の仁孝は天地に通じ、名族に冒附するを肯んぜず。直ちに知る所の徳祖を以て始祖と為す。徳祖は懿祖を生み、懿祖は熙祖を生み、熙祖は仁祖を生む。仁祖は四子を生む。南昌王、盱眙王、臨淮王にして太祖は其の第四子なり。南昌の二子、長は文正。文正は靖江王守謙を生む。次は山陽王。盱眙は招信王を生む。仁祖に一弟有り、寿春王なり。寿春の四子は霍丘王、下蔡王、安豊王、蒙城王なり。霍丘の一子は宝応王。安豊の四子は六安王、来安王、都梁王、英山王。諸王俱に後無し。惟だ靖江王は桂林府に分国し、礼数は親王の如し」と詳しくふれている。これにしたがえば、蒙城王の父寿春王は洪武帝の父仁祖（朱五四）の弟であるという。とすれば、蒙城王と洪武帝は従兄弟関係にあり、その子同士は又従兄弟という関係になる。

(3) 姚善は靖難の役終息後、奸臣リストの一人として磔刑に処せられた。詳しくは前掲拙著『明代建文朝史の研究』「終章 建文と永楽の間で―建文諸臣の行動様式―」参照。

(4) 建文政権側の戦争指導体制とその異動については、前掲拙著『明代建文朝史の研究』第五章 靖難の役と建文政権の対応」参照。

(5) 方孝孺が黄子澄の再起用を阻止したときに口の端に上した宋齐丘が黄子澄を指すことは、『奉天靖難記』四（『国朝典故』所収）の三十五年五月壬寅の条に、「其の意は黄子澄を指すなり」とあり、黄子澄を宋齐丘に擬したことは明白であるが、その宋齐丘は五代十国の南唐の宰相であった。黄子澄と同じく江西の人（吉安府廬陵県）で、南唐が後周に攻められたとき李璟を助けるが、李璟の失脚によって殺された。『新五代史』卷六二、南唐世家、ならびに『南唐書』卷四、宋齐丘伝、参照。

(6) 『太宗実録』建文四年五月壬寅の条。

(7) 同右書、建文四年六月乙卯の条。

(8) 同右書、建文四年六月戊午の条。

(9) 同右書、建文四年六月庚申の条。

(10) 「燕王軍の招募と華北の人々」（『アフロ・ユーラシア大陸の都市と社会』中央大学人文科学研究所、二〇二〇年）、「燕王軍の探充と華北の人々」（未発表）、「燕王拳兵後の志願兵について」（『明大アジア史論集 寺内威太郎先生退休記念号』明治大学文学部アジア史研究室、二〇一九年）。

- (11) 『清史稿』巻三〇七、尹繼善伝、「鎮江水兵駐高資港」。
- (12) 拙稿「鄱陽湖の戦いへの道」(『人文研紀要』第五一号、二〇〇四年)。
- (13) 『太宗実録』建文四年五月己卯の条。当月の朔日は癸未であり、校勘記が指摘するように己丑とするのが正しい。
- (14) 同上。なお、泗州の祖陵は太祖洪武帝より四代前の徳祖(朱百六)、三代前の懿祖(朱四九)、二代前の熙祖(初二)の陵墓である。ただ太祖の父仁祖(朱五四)の皇陵は鳳陽に置かれた。
- (15) 『太宗実録』建文四年五月癸巳の条。
- (16) 同右書、建文四年五月己亥の条。
- (17) 同右書、建文四年五月庚子の条。王礼等の陞進記事は『奉天靖難記』巻四、同条に依拠した。
- (18) 同右書、建文四年五月壬寅の条。王傑等の陞進記事は『奉天靖難記』巻四、同条に依拠した。
- (19) 鄭若曾『籌海図編』巻六、直隸兵防官。
- (20) 拙著『明代中国の軍制と政治』(国書刊行会、二〇〇一年)「前編第一章 海防活動」四八―四九頁。
- (21) 『大明官制』南京の条。
- (22) 中国第一歴史档案館・遼寧省档案館編、広西師範大学出版社刊。
- (23) 拙著『明史』(明德出版社、二〇〇四年)一〇七―一〇頁。
- (24) 羅事保の記述中に小旗と総旗との陞進に関して併鎗という見慣れない文言があるが、これは補役の際の武芸の優劣格付けをいう。万曆『大明会典』巻二二一、兵部四、銓選四、旗役陞用併鎗附、参照。
- (25) 『漢書』巻四八、賈誼伝。
- (26) 優給舍人、新官・旧官等を含む衛所の世襲制度とその運用については、前掲拙著『明代中国の軍制と政治』「前編第二章 第五章 新官と旧官」、「第六章 借職制」参照。優養制については、同じく前掲拙著「前編第二章第七章 優養制」参照。なお優養制度に関して、洪武時代と永楽以後の相違は、以下の通りである。

当該衛所官	続柄	支給額	洪武時代	支給額	永楽時代以降
三石、のち全俸		期間	全俸	期間	
		一〇年		新官は終身、旧官は一〇年	

(27)

この問題については、「燕王軍の進軍と大宮朝見」という題名の論攷を準備したいと思う。

女 (娘)	妻	母	父
全俸	全俸	全俸	全俸
結婚迄	終身	終身	終身
五石	二石	五石	全俸
新官は結婚迄、旧官は一四歳迄	終身	終身	新官は終身、旧官は一〇年